		X_{21} ＝ 0.019 X_{22} ＝ 0.019 X_{23} ＝ 0.019 Y_n　津波避難対策緊急事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 Z_{26} ＝ 0.028 Z_{27} ＝ 0.027 Z_{28} ＝ 0.0012 Z_{29} ＝ 0.0012 Z_{30} ＝ 0.00106 AA_n　公共施設最適化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 AB_{27} ＝ 0.022 AB_{28} ＝ 0.0012 AC_n　地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 AD_{28} ＝ 0.0007 AE　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102 条第 1 項第 2 号に掲げる場合（平成 28 年熊本地震による災害に係る災害廃棄物処理対策及び中小企業等グループ施設等復旧整備対策に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金 AF_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 AG_{29} ＝ 0.0011 AG_{30} ＝ 0.00105 AH_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事	X_{21} ＝ 0.019 X_{22} ＝ 0.019 X_{23} ＝ 0.019 Y_n　津波避難対策緊急事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 Z_{26} ＝ 0.028 Z_{27} ＝ 0.002 Z_{28} ＝ 0.0012 Z_{29} ＝ 0.0012 AA_n　公共施設最適化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 AB_{27} ＝ 0.002 AB_{28} ＝ 0.0012 AC_n　地方創生推進交付金事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 AD_{28} ＝ 0.0007 AE　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102 条第 1 項第 2 号に掲げる場合（平成 28 年熊本地震による災害に係る災害廃棄物処理対策及び中小企業等グループ施設等復旧整備対策に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金 AF_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 AG_{29} ＝ 0.0011 AH_n　公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事